

22

339

兵

商

論

052752-000-1

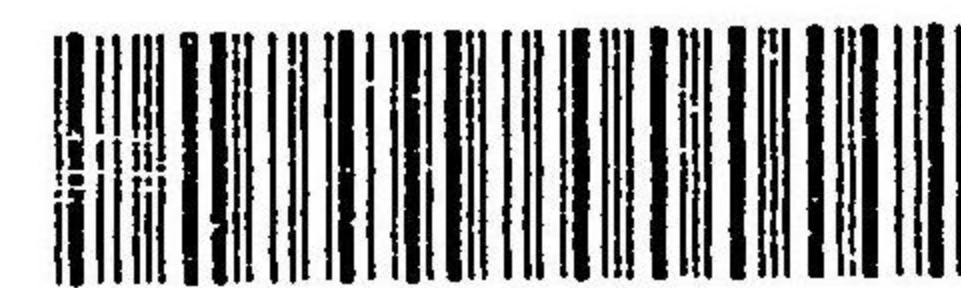
22-339

兵商論

伴 正利/編

M24

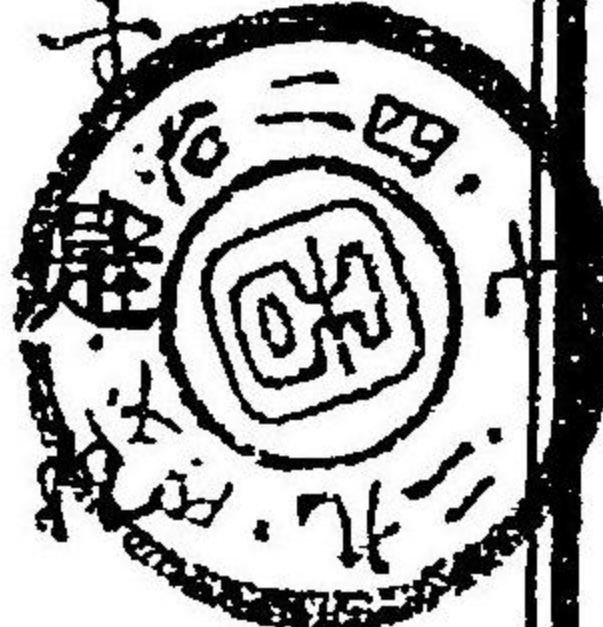
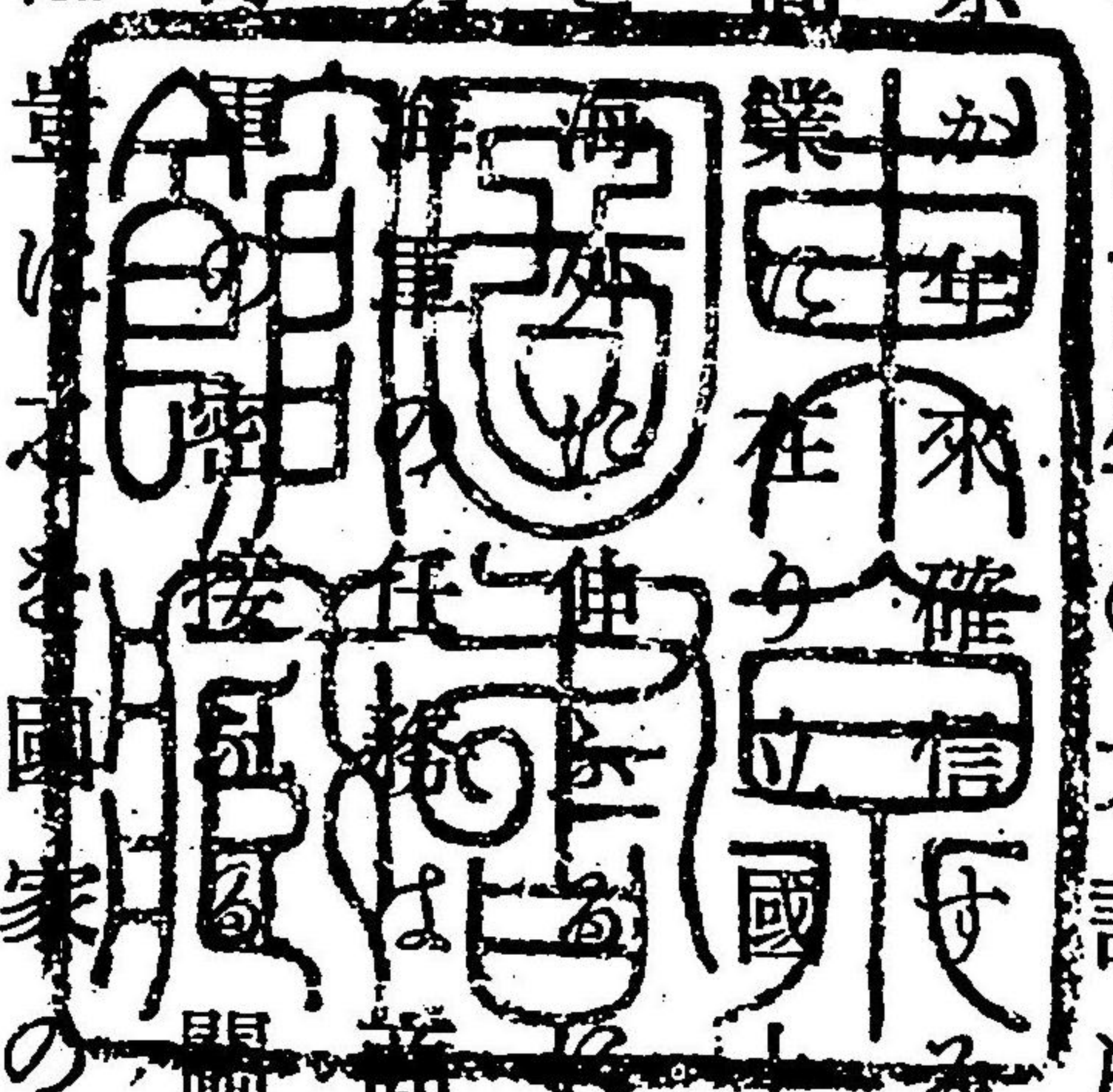
BFH-0242



22
339

自序

我國百年の大計は兵商併進の方策に外ならず
 余が年来確信する所の考案なり夫れ日本の國是は
 商業に在り立國の我か國民の採るべき方針は全力
 を海外に伸ぶるにあり而して平時に於ける文
 明の任務は商業の保護を主とす左れば商業と
 海軍の關係に依り平和的軍備を振興する
 は並に國家の急務と謂はざるを得んや然るに
 世上を顧れば一般に海軍任務の真相を察せず會
 國防を説く者あるも多くは立論偏頗曾て國防と國
 益の關係を考へざるか如し余か之に對する感慨の
 念慮は終に此の一篇を現出するに至りしあり菲才
 淺文或は説明の周到を缺き或は引證の該博ならさ



1001

るの憾を免れすと雖も若し夫れ此に依て着一着世
人の海事思想を啓き我か天賦の國柄を發揚するに
至るを得ば余の幸榮何者か之に過きん

明治廿四年六月

編者 識

目次

第一章	緒言	一頁
第二章	列國海軍の形勢	三頁
第三章	商業立國の主義	十三頁
第四章	兵商の關係	十八頁
第五章	軍用商船の製造	二十四頁
第六章	海軍豫備員の養成	四十二頁
第七章	結論	四十九頁

兵商論

第一章 緒言

國を開て列國交渉の間に立ちたる以上は立國の大計を成就するに全力を注がざるべからず立國の大計とは何ぞや國家の以て重きを致すべき軍備を整頓し國民の頼る利益に浴すべき事業を發達すること是なり

人は言ふ兵は兇事なり軍備は不生産的なりと是れ海陸軍任務の差別を識らざる者の言なり苟も文明海軍任務の在る所を知了せば容易に斯る説の誣妄あるを辨すべし然れ海軍の任務は戰時に於て攻撃又防守上の主動者たるに止らず尙ほ平時に於て商業航路を保護し商民移住民を衛護する等全く國益の増進を資くるに在れば是れ平和の保障者として間接には國家の生産を助長する者なり則ち知る各國の海軍を設備する所以は皆に非常の時に準備する消極作用に限らず亦進て平時の利益を圖る積極作用に由るものなるを合衆國現海軍卿は曰く平和の最良なる保證は國家の必要に應ずべき正當なる海軍費を支出するに在りと

陸軍には所謂平時の任務なる者なし若し有りとするれば唯々屯田策のみ是れ海陸

軍の性質を異にする要點にして海軍任務の關係迥に陸軍の右に出づる所以なり然るに世人は海軍を陸軍と同視し戰時一方の任務を見て輕忽にも以上の斷定を下すは抑々謬妄の甚しきものに非ずや且つ怪む日本の國防を論ずる者而も軍事には黑人たる人口にして我國は陸軍を主眼と爲すへし或は兩々平衡を得せしむへし等と唱ふる者尠なからざることと然れども是れ其の理由なきに非ず歐洲大陸諸國が陸軍過重の傾向なきにあらざるものは固より各國地勢の關係上已むを得ざるに因る多しと雖も亦萬國史上に光彩を放つ所の戰爭は古來陸戰に多くして近代の「ウォートルロ」の如き「サドア」の如き「セダン」の如き最も人口に喰ふし堅く心底に印し先入主と爲る所竟に陸軍思想を偏長するに至りしなり況して日本の如きは古より鎖國主義を貫徹し來り海戰と稱すへき者絶えて無く歴史上全く著名なる陸戰を以て充つることなれば陸軍過重説の出づるは亦已むを得ざるなり然れども既に世界の日本と爲り且つ歐洲諸國と大に地勢を異にし加之世界軍備の趨向も最早變更を加ふるを了察したらば我が國防に對し海陸軍の輕重を判定すること決して難きの事に非ず余は多言を重ねて陸軍主張者を辨駁するを要せず唯々彼等に向て海陸軍任務の差別を察し次に四圍の境遇に鑒み自國の特質

を考へは自ら釋然理會する所あらんと告げんのみ
國防問題は國民共有の問題なり苟も日本人民たるものは日本の防禦に付き講究する所なくして可ならんや昨年來帝國議會の開設に連れて海陸軍備を論ずる者頻々多しと雖も概ね皆純然たる戰時の消極任務に據て立論し更に平時の利益者として國益の助長策を畫する者あるを見ず余深く感慨なくんはあらず爰に文明海軍の任務を基として兵商論を弔し我が立國上最も經濟的にして且つ最も効力を奏すへき方策を論究せんとす

第二章 列國海軍の形勢

試に列國軍備の形勢を一看せば政治學者の萬國統一論も宗教家の世界博愛説も殆ど夢想たるを免れず假ひ萬國公法は存在するとも之を議定したる其の國々か競て歳費の大部分を軍備に消費するに於ては公法の精神は之を貫徹すへきものに非ざるを證するなり蓋し國際友誼の畢竟恃むへからざるは古今の通患なり苟も獨立國の面目を持する者は平和の破裂に至るへき場合を想像し外國の關係と自國の國柄に應じて必要の程度に迄國防の勢力を進むるを要す
各國海軍勢力の標準に三あり一は其の勢力二國の海軍に匹敵するを希望する者

なり英國海軍卿ハミルトン氏は曰く我か海軍は少なくとも二國同盟の敵軍に對するに足るべき勢力を有せざるべからず是れ我か海軍正當の標準なるを信すと二は敵對すへき邦國と均しきを以て満足し且つ親和國と同盟して敵の聯合に當らんと欲する者なり曼國ウヰルヘルム二世は常に唱道して曰く日耳曼は其の海軍を以て唯々防禦或は帝國軍備の第二位に止めて満足すべからず有事の日に在ては必ずや威權を海上に振ふの力なかるべからずと三は其の希望更に低く戰時に方り防禦に足る勢力を有すれば充分と考ふる者なり合衆國海軍卿トラーシー氏は曰く合衆國の海軍を支持する目的は進て攻撃を計るに在らず退て防禦を圖るに在りと此の如く各國の採る所區々たりと雖も要するに最強敵と對立すへき資格を以て海軍勢力の最低度と爲すへきものなり之を海防必要の程度と稱す

日本今日の海軍は能く敵者たるべき外國と對抗して我か關門内に攔入せしめざるを得べき乎敵をして我か近島に策源地を占奪せしめず若し又占奪せらるゝとも之を封鎖して運動の自由を彼より奪ふことを得べき乎敵艦は我か通商航路を杜絶し爲めに鎖國籠城の悲境に陥ること莫かるべき乎敵艦進て沿岸に迫り商港市府を襲撃すること莫かるべき乎我國二十數艘五萬數十噸の軍艦は未だ容易に

是等の任務に堪ふべきを保證すべからず若し右の疑問をして愈々事實ならしめんか假ひ強勁の陸軍整備し一國の防禦を擧げて之に委任せんとするも亦已に晚し何となれば陸軍の用は陸上に限る而して敵軍は疑もなく上陸して陸兵と交戦するか如き拙策を取らされはなり昨年の合衆國海軍卿年報中に海防不充分の結果より紐育港の被るべき災害の狀を論ずること切なり今移して説明の一助と爲さん

我か海軍省は沿岸地方の最も襲撃を蒙り易き部分に特別の注意を促し是等の地方に有する鉅大の利益を可成充分に保護せんと欲す抑々モンロー堡砦よりポストン府に至る海岸に於て四大都府あり其の一都府の如きは市府の輻湊點と爲り國財の收藏所とも稱すべきものなるに全く敵軍の接近を阻むべき防禦を欠くにあらずや是等四大商港を防禦するは是れ合衆國全般の利益に係る問題に非ずやマッサキユセツチ、コンチクカット、ニユーヨーク、ニユーゼルセイ、ペンシルヴァニア、デラウェア、マリイランド及びヴァオルギニヤの八州は最も危難に近き部分なれども該八州の沿岸及び海港を擾亂するの危難は是れ全國の危難に非ずや苟も以上の事實を考察せば國會は之か救濟方案に付て必ず同意を表すべ

きを信するなり

今日世界何れの地に於ても斯る富有の都府にして斯る危険の地位に立つものはあるまじ若し敵艦隊一旦港内に侵入せば其影響の重ならざる決して之を輕々に附し去るべきに非ず試に輿論の之に對する感想を察するに海岸都府の被るべき災害は砲撃に非されは償金なり斯の如きは文明主義の容れざる所にして極端の結果を云ふも尙ほ金錢を以て償却すべき恐嚇に過ぎされは左程緊急の災害に非ずと信するものゝ如し然れども交戦國か今日の文明主義を崇奉して兵器上の利益を棄つる者ありとするも若し又或州或都府か五千萬若くは一億萬の償金を支拂ひ得べき富有の者なりとするも（若し以上の事實にしては實際出来得べきも）は災害は決して此に止まらざるなり條約には必ず港内の艦船（軍艦商船）までも之を沒收するの意を包含すべし今紐育の場合に付て考ふるに償金の制限は如何なる度にあるべきかを明言し難しと雖もブルックリン府の如きセルセイ府の如きは何れも之か餘損を受くるを免れざるべし然るに災害は仍ほ金錢の償却又艦船の引渡を以て止まらざるべし夫れ一度紐育港に侵入したる敵艦隊は該海に駐泊すべく貿易は絶滅に歸すべく通信は全

く停止すべく渡船は其の往來を絶つべくブルックリン橋は市場に達する通行を閉鎖すべく終に鐵道の交通運搬を廢して二百五萬の人民に供給する食物の獲路を失ふに至るべし財産家は能く償金を拂ふの餘裕あるも貧民は皆飢饉に陥るべし而して人民の支拂ひたる償金は其の堪へ得る全力を竭したるものにて港内の敵艦隊は其の出港價格として遠慮なく之を獲收すべきなり陸軍は如何に盛大精練なると右に記載したる不幸の結果を避くる能はず又我が現在の海軍も均しく無効なるべくして假ひ今日國會の議定を経たる艦船か總て竣成する時に至ても未だ外國甲鐵艦の艦隊に向て抵抗するを得ざるならん而して大西洋海岸の外尙ほ敵の攻撃を受くべき海岸あり又紐育の外尙ほ商業上樞密の都府あり即ち墨西哥港のニューオーレンス大平洋のサンフランシスコマヤ及びヒシートル等はなり然らば我海防線は甚だ長大にして且つ防禦所要の部分は互に區別遠隔するに由り單一の方案を以て共同の作用を施すこと能はず各部分皆別々に攻撃點と爲すべきか故に隨て夫々其の防禦を修むるの必要あり去れば各防禦區に配置する軍艦の數多く且つ其所屬區内の攻撃點に集合すべき勢力を有せしむるに非されは決して防禦の功を奏すること能はず

るへし
 實に然り假ひ内地の蹂躪占奪を受くるか如き不幸はなきも沿岸襲撃の災害は其の及ぼす所預想外なるへし是れ亦我國防に陸軍の不適當なるを證するものに非すや
 我國も合衆國と同じく富有の都府市場は皆沿岸に在り換言せば日本の富は沿岸地方に聚まる即ち東京横濱を始め大阪神戸の如き長崎函館の如き其他新潟小樽等苟も財貨の聚合する處は何れも敵寇を受け易き地位に在るなり是等の市府にして敵軍の襲撃に遇ふことあらは是れ恰も一國の金庫を敵手に引渡したると同一にして其の影響果して如何なるへきや斯く市府の襲撃を受くるに至らざるも若し敵艦我が近海に策源地を占め通商航路を杜絶したらは如何ん是れ所謂鎖國の悲境に淪むものなり三十年以前の日本が鎖國の主義を以て超然國勢を維持したれども今日の日本は既に萬國通商の仲間に入り年々一億三千數百萬圓の貿易高を見る邦國と爲れり昨年末纔に生糸市場の不振なるより忽ち全國の金融に差響を起し一般の商況を不活潑ならしめたるを知らは商港襲撃航路杜絶より生ずる所の結果を想像するに於て餘りあるへし

一千八百八十八年以後は殆ど世界海軍競争の新年と謂ふも可なり時勢の平穩無事なるに拘らず歐米各國は競ふて年一年と海軍勢力を伸ばし造船事業を擴張するに熱慮し皇帝の勅語當局大臣の演說中には皆な海軍費を増加するの必要を説かざるはなし昨年より今年に跨り海軍の造船所に於て竣工を取急ぎ製造に着手したる裝甲艦は合計四十八隻あり内二十隻は各々一萬噸以上の頗る巨大なるものなりと云ふ左に重なる海軍國の軍艦表を掲げ并に其の現況を摘記すへし

十國軍艦及水雷艇 (二十三年現在數)

國名	四百噸以上軍艦	總噸數	各種水雷艇
英國	三〇三	一〇四一、〇三九	水雷艇 一六八 造等 一一二
佛國	一七九	六〇二、五九七	水雷艇 一一四 造等 一一四
伊國	六七	三五七、三五五	水雷艇 一〇〇 造等 一一〇
露國	九七	二九六、四四四	水雷艇 九四 造等 九四
曼國	六九	一八七、〇五七	水雷艇 九四 造等 九四
合衆國	六五	一七〇、三九〇	水雷艇 一三 潛行水雷艇

西 班 國	六六	一七八、八二七	水雷艇	八
埃 甸	四〇	一一〇、二三八	二一 二等 水雷艇	二六 三三
清 國	四五	六八、六〇七	二一 等等	一一 三一
日 本	二九	五六、六二六	水雷艇 製造中	一四 五五

(英國) 一千八百八十九年後向ふ四年半の間に二千五百五十萬磅の擴張費を支出して七十艘(十艘の主戦艦六十)を新造するの計畫なり

(佛國) 英國に次て海軍勢力比較表の第二位を占め十二艘の軍艦五十四隻の水雷艇其他若干の新製に着手せんとす

(伊國) 所謂海軍新興國にして歐洲中第三位に進み絶大の大主戦艦を有す而して一千八百八十七年の決議に基き同八十九年後十ヶ年間に二千百萬圓を支出することとす

(露國) 近來新當局者の協力に依り新艦製造の功を擧げたること著しく一千八百八十八年に起工したる者十艘四千九百四十二噸あり尙ほ黒海艦隊バルチック艦隊を増大せんと常に勉むるものゝ如し

(曼國) 同國新海軍擴張案を見るに一千八百八十八年後向ふ六年間に於て製造せ

んと欲する軍艦は二十八艦其の價格五百八十四萬磅なり而して當時製造着手中のものは十九艘七萬七千一百七十噸あり該艦愈々竣工せば露の上伊の次に立たん

(合衆國) 一千八百八十七年新艦製造費一千二百萬弗其他の軍備費一千五十萬弗の支出を國會にて議決せり又昨年同國海軍調査委員の報告に據れば向ふ十四年間に九十二艘の軍艦百隻の水雷艇其總噸數四十九萬八千五十噸を製造すべき大計畫あり

(西班牙) 海軍は數年前まで微々振はさりしに一千八百八十六年政府は擴張費四千五百萬圓を九年間に支出することを議會に提出せしに滿場の賛成を得て通過したり此の目的成就せば伊露と拮抗するに至らん

(清國) 距今八年前清佛戦争の際にクルルペー一艦隊の爲に大敗を招きし以來偏に海軍擴張の必要に着目し巨大の金額を支出して既に堅牢なる新式軍艦を製造し今尙ほ増製の計畫あり

右列國の海軍の現況を見て日本國民は如何なる感想を惹起すべきや假ひ自ら進んで優劣を決するの準備を要せずとするも獨立國の躰面を維持するは海軍勢

力を高むるの覺悟なるへからす

第三章 商業立國の主義

國の本は富に在り富なくして國立たす而して富の本源は商業に若くものなし是れ世界の歴史に徴して明なり彼の羅馬帝國既に倒れ蠻野の酋長諸方に割據するに方り四海驚々亦心を製産殷富の事に留むる者なかりし然るに以太利の市府超然商工業を屬み獨り富強を擅にするに及て始めて世人をして貿易と製造の一大事業たることに屬目せしめ富の本は商工業を措て他に求むへからざるを悟らしめたり爾來年を重ねる四百年各國の隆替盛衰は重に商業の支配する所と爲り商業發達の度高き邦國は文物工藝盛に軍備も亦修まるを見る大勢の趨く所特に近來は各國何れも尙商を以て共通の主義と爲し平和の戦争に勝利を占むるを主眼と爲すに至る括言せば今や國家開明の長短は正に商業の盛否に繫れり

我國の地位を商業的に觀察すれば恰も好し東洋貿易の中心を占む東は大平洋を隔て、我が恩者とも稱すへき北米合衆國に對す彼れ蠶絲米穀陶漆器を始め日本貿易の第一花客なり西は一葦帶水を以て境域漠々の支那に隣す彼れ水産物石炭の最良なる需要者なり南に新開の濠洲あり以て穀類石炭雜貨を飽迄輸出すへし

X

北に後來多望の蒲潮斯德あり以て磚茶雜貨を販くへく一旦西伯利亞鐵道開通の日に至らば無限の需用を惹起すへし且つ夫れ我國の地形を觀るに四面環海海岸の延長七千餘里佳港良灣の船舶を輻湊すへきもの甚た多く而して石炭の産出高は夥し况や今後パナマ運河若くはニカラグワ運河の孰れか愈々竣工するの曉に及ては東洋の局面爲に一變し貿易も交渉も益々頻繁を加へ日本は常に其の衝要に當るへきに於ておや我が東岸の四商港と漢堡倫敦リヴァプール紐育ニユーオルレヤンの大商港と直接の取引又交通を開くは實に此時に在るなり天は斯る好地位好地形を惠む是れ豈に我國をして東洋の中心市場たらしむるものに非らずや

我國は古來農業を以て國を立て米穀蠶絲現に主要なる産物なり然れども最精たる二萬五千方里の面積其の生産高に際限あるを考へざるへからず又工業を益々盛起するは固より採らざるを得ざる方策なり然れども製造の原料に乏しきと精功なる機器の得難きとは以て國民皆其利に頼るの基業と爲すに足らず去れば未來永遠之に依頼すへき唯一の事業は其れ外國貿易に在らんのみ已に述ふるか如く我國天然の地位地形は外國貿易を經營するに最良無比の資格を有するものな

れは之に加ふるに大和民族か入爲の奪激を以てせば東洋の商權を手中に握る決して理想的の空望にあらず殊に注意すべきは獨り自國の物産を輸出するに満足せず尙ほ進て四方の諸國より輸送し來る貨物を我が市場に湊め更に之を散する所謂仲買者の位置を取るに在りとす英國の富強四海に冠絶する所以のものは偏に斯の位置を得たるか爲のみ

然るに日本貿易の有様を見るに年々進歩の實はあれども猶ほ未だ後進者たるを免れず之を統計に徴すれば左の如し

各國貿易表 (一八九〇年發刊政事年鑑に據る)

國名	年次	輸出入合計	國名	年次	輸出入合計
英吉利	一八八九	三、七〇一、二二三 <small>千兩</small>	支那	一八八八	三〇四、〇五八 <small>千兩</small>
佛蘭西	一八八八	三、三六七、六〇〇	西班牙	同	二九五、八三八
日耳曼	同	二、四八九、三一二	瑞 西	同	二六〇、〇二八 <small>金屬再輸出除ク</small>
合衆國	同	一、五八四、五九二	アルゼンチン	同	二八〇、六〇八
白耳義	同	一、一七七、四五四	伯西爾	同	二六〇、四七五

和 蘭	同	九五四、七六〇 <small>(再輸出除ク)</small>	葡 萄 牙	一八八七	二二八、七二七
露 西 亞	一八八九	六九五、〇一八	瑞 典 那 威	同	一一一、八二〇
澳 匈	同	六四〇、一〇二	土 耳 其	一八八八	一四一、九一四
伊 太 利	一八八八	四一三、三〇七 <small>(再輸出除ク)</small>	日 本	一八八九	一三六、一六一

又二十一年十二月の調査(第九年統計)に據れば百噸以上商船の數二百四十一隻(第九年統計)○(船一隻)總噸數九萬五千〇二十噸(噸)○(噸)二六、八、九三、五噸(噸)にして各國商船比較表中大約十四五位に在り凡そ英の六十八分一米の十分一露の二分一五に過ぎず而して其の大半は沿海運送に供するものにて外國航海に従事するものは僅々十餘隻のみ加之沿海の貿易と雖も多分は外國船に運送料を支拂ふに非ずや吾も人も東洋第一の開明國と許す所の國民にして斯る状態に満足すべきものならん

我國の西隣に二大良港あり上海香港是なり彼國の人民は商機に敏にして營利に巧に平和の戦争に於ける侮るへからざる強敵なり該兩港は天然の形勢入爲の設備殆ど完全し何れも一億四千五六百萬圓(一八八八年調査)の貿易あり然るに我開港場の首位を占むる横濱神戸は一年の貿易高(明治二十年調査)一は四千一百八十六萬餘圓にて右兩港の三分一、一は二千〇三十三萬餘圓にて六分一に過ぎず且つ未だ完全なる

船渠碼頭の設なく船舶の繫泊貨物の揚卸に取り少なからぬ不便を感ずるを見る
 于嗟日本國民か外國貿易に拙なる從來の如く在る間は天然の利益も其功を啓く
 を得ず知らず東洋の商權はいつしか彼の上海若くは香港に移らんとは是れ恐ら
 くは杞憂にあらし
 尙ほ之に繼て大に考慮を要すへきものあり移住問題是なり我國の人口は年々四
 十萬の増殖あり世界中人口最も稠密の白耳義和蘭の次に位す去る明治十五六年
 頃までには三千五百萬の同胞と唱へたりしも今は早や四千萬の同胞と稱するに
 至れり而して人口増殖の割合は利息繁利法に従ふものなれば其の四千五百萬若
 くは五千萬と稱するも將に近きに在らんとす人口多くして衣食之に伴はず需要
 供給全く平衡を失して貧者蠢々飢餓に叫ぶ終に帝國の品位を落すの危運に至ら
 ん人口過殖の結果其れ此の如し世の識者か夙に外國移住を以て我國の早晚實行
 せざるを得ざる政策と斷言するもの其意全く此に存す
 移住の利益を云へは過利の人民を配置して安然其の職業を得せしむのみならず
 本國の好花客と爲り本國の案内者と爲り本國の富實を資助し本國の位置權力を
 して一層國外に發揚せしむるものなり富士の高峯の聳ゆる處琵琶の湖水の流る

處豈に獨り大和民族の起臥する處ならん南米の沃壤南洋の豊島爾を歓迎して
 新領土を爾に供するもの鮮なしとせず若し夫れ漁笛一聲日章旗の翻る處盛服炫
 裝して矍然之を迎接する者あらは是そ眞に本國に忠なる者なり眞に本國を愛す
 る者なり
 然るに國人の土着心に強く移住心に乏じき北海の邦土をも空しく曠寥の境界に
 溢せしむるの現狀なり其の海外に在留移住に非ずする者すら二十二年の調査に
 據れば僅に一萬八千六百八十八人にして其内商用の者五千四百八十八人に過ぎ
 ず之を重なる在留地に就て區別せば

在留地	在留人員	商用の者
朝鮮	五、五八九	五〇〇五
清國	七五七	一九八
合衆國	一、七六七	七〇
露國	八一三	三九
馬尼刺	三五	三一

濠洲	八七
布哇	二五

斯の如きのみ布哇出稼の事たる去る明治十八年に創始し自來年々一千内外の往住者あり目下彼地に在る者凡そ一萬四千人假ひ純然たる自由の移住民に非されども彼等が秩序ある職業を營み剩へ少額ならぬ有形的の資本(日本領事館を経ての毎月平均二萬二千弗其他の貯金を)を毎年本國に寄送するの餘力あり隨て移住志願者か毎度所要員數に超過するを見れば亦疑もなく移住の利益を證據立つるものと謂ふへし蓋し日本人口の増殖力は國人を永く郷土に戀せしむへきに非されは官民協力此の政策を勸奨實行するは今や萬停むへからさることなり之を要するに我國は商業を立國の主義と爲し以て特賦の運命を仕遂げさるへからす又移住策を實行して人口過殖の患を攘ふと同時に國力を海外に發揚するを圖らざるへからす而して移住と商業の間に顯著なる關係あるを考察せば日本國民が將來採るべき方針は偏に全力を國外に揮ふに在るを感悟すへし

第四章 兵商の關係

余は以前の二章に於て一は各國整備する海軍の現況に照して我國も既に世界列

國の仲間入を爲したる上は國防必要の程度まで海軍を擴張せざるへからざるを論し一は尙商は殆ど世界の共通主義となす所なれば特に我國の如き國柄に於ては國是を此に定め飽迄之か實行を期せざるを得ざるを説けり而して各國の斯く海軍を整備するの本意は何れに在るや又各國商業の安全を保て競進するは何の力に依るやを研め以て海軍商業の離るへからざる關係あることを爰に説述せんと欲す

商は富國の基なり國富まされは何を以て文物制度を治むるを得へき教育工藝を盛にするを得へき此の事實に考及せば商業を國是とする各國が平和の保護者たる海軍の整備に殆ど全力を用ふる所以并に其商業を強大なる後楯を有して競争場裡に進歩しつゝある所以を會得すへし且つ又國防禦の本たる軍備も金力乏しくしては整頓すること能はさると共に富を博する最良手段なる商業を進歩するには之を保護する軍備なかるへからざるは是れ誰人も疑を容れぬ所なるへし英國海軍卿ハミルトン氏は一昨年下院に於て新艦製造案の説明中製艦の目的に論及して曰く

近年我國の貿易は益々盛大を致せり而して今後益々盛大ならんとす故に海軍

に費す所亦共に多からざるべからず
 過る十年間に於て英國商船の増加したる噸數は世界各國の總體に於ける増加
 噸數と等し豈に我國をして之を保護するの必要を感せしむるものに非ずや
 此の新案は固より我が海軍の負擔せざるべからざる事業に基くものなり其の
 負擔すべき範圍を摘言すれば第一の事業は軍艦を配備して外寇の患を絶ち又
 之を軍港及び要港に備へて敵の略奪を拒み尙ほ又廣く配置して一般の通商航
 路を警護するに在り此の如きは海軍の専務なり第二の事業は貿易航路の局部
 を防禦するに在りて亦須く海軍の負擔すべきものとす
 又英國海軍大佐ヒヤス、フッド氏か海軍本部の方針に關する演說中本部の注目す
 べき第一の要點は一國存亡の係るべき通商航路の安全を保護するに在りと陳へ
 たるか如き以て其の主旨の宿る所を知るべし而して英國海軍部内の屈指の將官
 か大商船隊の警護に任せらるゝも敢て之を耻辱と爲さず其の全力を盡くし且つ
 戦術上の諸手段を用ひて之を保護の任に負かざるを常とす特に「ロードポール」氏か
 一千七百八十二年「シララル」灣内に商船を無難に進ませしめたる技倆の如き
 は久しく商船保護の模範として稱賛せらるゝ所なり

米國は一千八百八十六年前までは國庫の富裕なるにも拘らず更に軍備の擴張に
 念を寄せず恰も一極樂界の觀を爲せしも近來は海岸都府の防禦なきより一朝事
 あれば商安を害し國益を損耗すべきを察し翻然一變して海軍擴張は國民の輿論
 と爲り之を實行を期せんか爲め鉅額の支出を計畫するに至れり昨年春海軍調査
 委員の報告中に左の問あり

我が合衆國は外國の製造品を仰かざるも生活するを得べければ他國と利益を
 争ふこと稀に従て交戦の機會少なしと雖も漸く各國と貿交場裡に相競ぶの日
 遠きに非ず蓋し交戦の機會多少を論せず保護すべき國益大なるときは海軍勢
 力亦大ならざるを得ず

海外に輸出入する我が貨物を概算すれば其價格十五億萬弗に下らず尙ほ之に
 沿岸貿易商を算入すれば殆ど二倍に至るべし而して此の價格の七割五分以上
 は他國の船舶に積載し運搬するものなれば一旦開戦の際に及んては敵の掠奪
 を蒙るべき恐あり且つ國內諸般の職業と内國運輸の事業は之と共に萎靡する
 の結果を見ん然らば國人は海港の防禦を以て満足せず海灣の封鎖を避け貿易
 出入の自由を計らざるべからず是れ國防上海軍に要求する重要な點なり

畢竟するに我か邦土の豊裕にして益々富の度を増進すべきこと我國の財貨は海上又は沿岸を運漕するもの多く交戦の際には敵の掠取を免るへからざることを假ひ敵者を第二等國となすも之に對して貿易を保護し港灣の封鎖を破り國權名譽を維持すべき準備未だ完たからざること當時各國との平和は永遠に及ぼすべからざること等を熟察せば誰か海軍擴張の急務に疑を容るゝ者あらん獨佛の如きは其の國柄に於て陸軍を重せざるを得ざるは勿論海軍と雖も戰爭準備を主眼と爲すべきものなれども一は獨佛戰爭の際陸軍の勁銳なるに引換へ海軍は終始退守の策を取りしに鑒み大捷の後は力を海軍に盡して商業殖民地の保護助長を務め一は海軍勢力迥に他の諸國に凌駕して英の次に位し其の軍艦商船の關係に付て特別の個條を規定して白く艦長或は司令長官は貿易を保護すべし且つ自己の見聞に係る事實にして自然佛國通商上の利益に關し貿易の擴張に必要なるものあるときは之を佛國航海者に諭示すべし其他露の如き以の如き諸海國何れも海軍振興に銳意するの本意は單に戰時に於ける必要を充たすに限らず平時の商益を保護するに在るは瞭然なり現に歐米六大國より我近海に派出する艦隊は彼等か東洋局面に於ける貿易を保護するものに非すや

然らば海軍は商業の良保護者にして商業は海軍に依て其の進歩の安全を保ち得るなり夫れ一家の財産増殖するに従ひて倉庫を設くるの必要起る一國の商業發達すると共に海軍の整備を忽にすべからざるは當然なり我國の外國貿易は未だ幼稚なり我國の商船は甚だ尠なり我國は未だ海外に殖民地なし世の識者と呼はるゝ人或は是等の點を根據として海軍擴張の必要なを論ずるものあれども是れ大勢を知らざる皮相の見たるを免れず我國の地位地形は外國貿易を唯一の主義と爲し我國の人口は到底永く内地に離離するを許すべからざらず早晩海運業發達し新領土を國外に開くの境界に達すべく否達せざるべからざるものなれば今日に於て軍備の方策を立てんと欲せば主として此の要點に着眼せざるを得ず即ち我國の將來探るべき針路は既に確定し居るものなり此針路に適應するの方策を立てるは其當を得たる處置と謂ふべし抑も目前の形勢に眩惑して國防國益の大計を誤るか如きは經世家の爲さるる所なり兵商の關係斯の如し如何にして此關係に依り國防國益の擴充を計るべき乎是れ繼て起る所の問題にして之を解釋實行するは特に我國目下の樞要と感するなり余か此の問題に對する方案は半兵半商の性質を帶ふる軍用商船の製造と海軍豫

備員の養成と此二つを外にして良策なきを信す請ふ左の二章に於て詳述せん

第五章 軍用商船の製造

平時に於ては貿易郵送に従事して積極的に國家の利益を進め戰時或は事變あるに於ては忽然兵裝を施して軍務に従事し消極的に國家の利益を保護するは洵に策の得たるものならずや或は今日軍艦の精銳なる到底平時の商船を以て戰時の需要に適し能はざるを疑ふものあらんれども是れ事實の真相を察せざる想像のみ固より純然たる戰闘艦に比較すべからざるは當然の理なりと雖も速力を高め防水區劃を多くし蒸機蒸罐を保護し且つ新式大砲を搭置するの準備あるに於ては所謂兵裝巡航船Armoured Cruiserに變じて交戦爪牙の間に周旋し或は偵察用に或は迅速の通報用に或は敵の商船を破壊するに適應すべきは各國の既に經驗せざる所なり若し又巡航船たらしざるも速力大にして防水區劃の設あり一二兵器を備付け得べき汽船Steamshipならば通報船と爲り運搬船と爲り或は病院船と爲りて其の効力を奏すること較著あるへし且つ戰時の際商船を保護するは軍艦一の重なる任務なるべきに商船にして自ら保護し敵の掠奪を免るゝを得は自國に取り其の利便巨大ならん是れ亦宜く計算に入るべき要件なり

英國の歴史を繙く者は同國海軍の今日の盛大を來たせる原因は一に海運の發達に在るを知ると同時に商船か海軍に於ける勢力の著しきを認むべし一千五百八十八年海上の主權を西班牙の手より奪ひたるアルマダの大勝利は偏に商船の助力多かりしに非すや史に稱す當英國女王の下に在る軍艦は大小合せて三十四艘のみ此内實戰に従事したるものは僅々にして其の多分は商船の補助なりしと又一千八百九年ワルケレン島の攻戰に於て海軍出征の極大數と稱する五萬の兵員に加へ九千の馬匹を運送したる技倆は是れ亦殆ど商船の助力なりしに非すや史に曰く此時英軍は五百五十艘の艦船を以て十萬噸の重量を運送せり其内政府の艦船は百五十艘にして二萬五千噸を積み雇入の商船は四百隻ありて七萬五千噸を載せたりと

我國軍用商船の制なきに非す日本郵船會社命令書第十一條に曰く政府ハ平常非常ヲ論セス其會社ノ都合ヲ問ハス何時モ其船舶ヲ使用スルコアルヘシ但シ非常ノ時ハ其會社所有ノ船舶ハ海軍附屬ト心得ヘシト其他大阪商船會社を始め會社又は一私人の所有船と雖も戰時に於て必要の時ハ之を徵發あるを得べし今軍用に供すべき五百噸以上の船舶を算するに五百噸以上千噸以下の者二十六隻(内十隻)

會社日本郵船あり全速力八節乃至十二節(平均)登簿噸數五百五十噸乃至九百四十噸(平均)又千噸以上の者二十五隻(内郵船會社)あり全速力十節乃至十五節(平均)餘登簿噸數一千餘噸乃至四千噸(平均)〇噸(凡そ一)とす船質は鐵或は鋼鐵にして皆三乃至六の防水區劃を設け運兵又は軍須に供するを得へし然れども是等の船舶中所謂巡航船の資格を有するものは殆ど無く唯々山城近江の二三隻は適當の兵裝を施せば稍々之に適するのみ其餘の船舶は固より巡航船の代用に立ち得ざるのみならず構造と云ひ速力と云ひ未だ充分に軍用補助の務を盡すべきものと稱すべからず

歐米諸海國に於ては夙に補助巡航船の制を採用して海軍勢力の擴充を圖り或は國內重なる會社と特約を結て其の所有船を隨時使用するを得べくし或は法律を設けて政府は戰時に於て内國船を使用し得るの權利を規定せり今次に英佛以露曼班米の七國に於ける軍用商船の規定要領を列叙すへし

英國一千八百八十五年英露葛藤中の經驗に由り英國は最速最強の商船を準備して戰時の巡航船に供することの甚だ經濟にして且つ實際効能あるべきを感じし一千八百八十七年以來同國海軍本部は國內重なる汽船會社と協議を開き會

社所有の船舶中より撰抜して契約期限内何時にても海軍本部の命令に従ひ買上或は雇入に應ずべき旨を定めり

(軍用商船)

- 「ホアイト、スター」會社 六隻 凡三萬二千七百噸
- 「キニナード」會社 五隻 三萬四千九百七噸
- 「ビー、オー」會社 十隻 凡六萬六千九百噸
- 「インターナショナル、エント、インマン」會社 四隻 未詳(毎度七八千噸)

合計 二十五隻

(役務) 平常は郵便運送に従事し必要の時は兵裝巡航船に變するものとす而して可成速に之か準備を整ふるの便利を得んか爲め商船役務に差支なき限は製造の際船内に固定用具及び兵器裝置を整備す

(構造) 二十五隻中重なる者は速力強く(十以上)炭量大にして双螺旋を具し汽機汽罐は水線以下に在り又防水區劃を多くし保護舵機を有す以て十分兵裝巡航船として使用せらるゝの資格あり其他は政府所望の如き大速力を有するものに非されども(十以上)快走汽船にして効力ある運送船たるべきは疑なし

(補助金) 重なる九隻の船舶には結約後五年間登簿噸數一噸に付三弗六五の割合若し期限に至らざる内契約を廢止ある時は四弗六五の割合にて補助金を支給し其他の船舶には尙ほ少額を支給す

佛國 佛國政府は海上通運會社并に大西洋汽船會社と契約を結ひ該會社所有の船舶を戰時巡航船に供すべき旨を定めり又政府は戰時に於て國內各商船を軍用に使用するを得へし

(軍用商船) 兩會社より巡航船に供すべき郵便船は并せて十四隻とす

(構造) 特別の増加補助金を受くへき船舶は海軍造船家の證明を受け防水區劃を設け假ひ一防水區に浸入するも他の防水區に由て船體は依然浮游するか如く爲らざるへからず又汽機汽罐は定規の試験に合格し速力は少なくとも十三節半炭量は十節にて六千海里の航續に堪へ且つ石炭庫に由て艦命部を保護し推進器は水線下に在らざるへからず又十四珊迷(五吋五)砲若干門を搭置すへき様装置すへし

尙ほ郵便運送に従事する汽船は總て特別裝具を備へて戰時巡航船に使用すべきものなるを要す

(補助金) 一千八百八十一年發布の商船法律に據て政府は佛國內製造の商船に製造補助金并に航海補助金を支給す

製造補助金の割合左の如し

鐵船若くは鋼船 總噸數一噸ニ付 一一五^弗八

鐵骨木皮船 同 七七二

二百噸以上の木船 同 三八六

二百噸以下の木船 同 一九三

船内裝置機關 重量百吉瓦ニ付 二二二

又遠航海に従事する船舶に限り必要の際軍事上に使用するの契約にて左の航海補助金を給す

内國製造の船舶 航程一千海里毎に 二五〇^弗

外國製造の船舶 同 一二五

海軍省規定の要目に適し且つ當局者認可の考案に従て製造したる船舶には特別に通常補助金より尙ほ一割五分を増加す

伊國政府は一千八百八十八年海軍補助船名簿を調製し國內兩汽船會社と結

約して補助船に適用する商用汽船を該名簿に登録し以て所要の場合に之を使用することと爲せり

(軍用商船)

「ラウエロチ」汽船會社

四隻(巡航船たるへき者) 一七、二二五

伊太利總航海會社

四隻(一は巡航船、三は通報船) 六、九〇九

合計 八隻 二萬四千百三十四噸

(役務) 政府は平時戰時の別を問はず必要の場合には右の汽船を要求し巡航船通報船或は病院船として使用するを得るなり

會社は保護金を受くるに由り郵便物運送の義務あり又文武官は半額を以て乗船するを得

(構造) 海軍省より任命したる技術委員の検査を経て試験速力は巡航船には十六節以上通報船には十四節以上病院船に付十二節以上又炭量は大概十節平均にて四千海里以上に堪ふべきものとす兵器は甲は百二十密米施條砲二門三十七密米五機砲四門乙は五十一密米施條砲二門二十五密米霰彈砲四門を備ふべく丙は兵器を要せず

(補助金) 一千八百八十六年制定の法律に據り政府は内國船を保護獎勵の爲め同八十六年後向ふ十年間製造及び航海補助金を給す其の製造補助金の割合は左の如し

鐵製或は鋼製の汽船 一噸に付 一一、五八

鐵製或は鋼製の小形汽船若しくは乗客船等 同 五、七九

木製帆船 同 二、九〇

汽機 一實馬力に付 一、九三

汽罐 「ハンドレッド、ウエイト」に付 一、一六

航海補助金は地中海及び歐洲海岸を除き世界各地方の貿易に従事する内國船の航程一千海里毎に一噸に付十三仙の割合なり

總て海軍省認可の考案に従て製造し軍務に使用すへき船舶の船身汽機汽罐の製造に付ては一割乃至二割増の特別補助金を給す

伊國の内國汽船會社に支給する補助金は毎年百五十七萬九百三十七弗一七なり

露國 一千八百七十八年聖彼得斯堡及莫斯科の商家聯合して一船隊を編成す

世に義勇船隊として知らるゝ者是なり

數年前又黒海商船會社の一船隊を組成す該船隊は海軍省任命の海軍士官之を
管督し乗組員の一部は海軍下士官水兵より成り政府より其の給料を支拂ふ

(軍用商船)

義勇船隊

七隻

一七三二二

黒海商船會社

六隻

未詳

合計 十三隻

(役務) 義勇船隊はオデッサ港と東洋諸港との間を交通する郵便商貨及び乗客に
係る定期航海を爲し併て露國商業の擴張を圖るを目的とす戰時に於ては政府
の要求に由り可成速に其の所有船舶を差出し政府の處置に任すべし

黒海商船隊は黒海諸港間の貿易乗客用に供するものにして其の結局の役務は
軍事上に在るとも右に等し

(構造) 義勇船隊の兵装は後裝施條砲六乃至十四門と速射砲及び機關砲を用ふ
黒海商船隊も大概之に同じ

(補助金) 義勇船隊は毎年必ず七回以上オデッサと東洋諸港の間を航海すへきも

のどす其の航程合計十四萬一千海里にて之に三十九萬五千五百弗の補助金を
給す即ち航程一海里に付殆ど二圓八十錢の割合なり

又海軍省の考案に従ひ軍用巡航船たるに要する大砲用具其他の裝置を備ふる
新船を製造する時は補助金を増加すべし

(附記) 近頃の報告に據れば露人は日本近海に尙ほ一の定期航海船會社を設
けんとする計畫あり支那日本及び東西伯利(サカレ)間の諸港に通航して平
時は郵便物貨物乗客の運送を業とし戰時は軍用に供するものなり其の資金は
四百五十萬圓船數は十隻合計五千噸以上にて悉く内國製の者を用ひ乗組員に
は純粹の内國人のみ使用し本社をオデッサ港に置き明年より開業の見込なりと
曼國 十ヶ年の期限を以て四瀛船會社を保護す又國內船舶を總て船籍に登記
し戰時一定の價格を給して公務に従事せしむ

(構造) 巡航船に使用し得べき船舶の構造は他國の規定に類し且つ砲臺及び附
屬具を各船に不足なき様收藏整備す

(補助金) 四瀛船會社には其の役務の一部分に向て六萬四千七百七十二弗五〇を
支給し又他の部分に向て實際の郵便運送高を支拂ふ尙ほ一説に據ればマルテ

ソツケン、ロイド會社に一年九十六萬二千四百弗を補助すと
 班國 政府は一千八百八十七年同國大西洋漁船會社と補助船の契約を結へり
 (役務) 平時は郵便物運送に従事し戰時は如何なる格外の任務にても之に従事
 すへきものとす
 (構造) 鐵製若くは鋼製にして重砲臺を搭載し得る強きを有す
 (補助金) 亞米利加航路(該航路の噸位は合計四千五百噸に付ては航程一海里毎に一弗八三、又ヒ
 リン、イン、アエノス、アイレス、及ヒフア、ア、ナンド、ホ航路に付ては尙ほ少額を補助
 す)
 合衆國 近年同國、サット、トル、氏の議案に據り軍用船所有主と結約し一定の
 期限間一定の價格を以て政府の買上又は雇入の命令に應せしむ而して商船檢
 査法に由り國內船舶は之を巡航船運送船通報船水雷船砲船等に種別したり
 (構造) 契約内の船舶は大砲用具を常備し大砲は之を海岸に收藏し又は豫備砲
 兵の砲臺に保管し又確なる會社と結約して變裝機器を供備せしむ
 右の如く各國政府は契約を結ひ或は法律を設け一般に補助金を支給して自國の
 航海業を保護すると共に商船を軍事用に供するの途を開けり殊に佛以の如く製

造航海の兩補助金を支給し一は船種に付き一は航程に付て其補助高を割出すは
 尤も保護獎勵の精神に適するものと知らる
 補助金を支給するには航路の難易遠近等必ずや之に従て打算するの基なる一
 からす又製造補助金を與へ可成適良船の製造を勧誘するを要す若し然らされは
 船主は目前一己の利益を貪り遠く航路を擴張して難衝を截り開くの謀を企てず
 又可成製造費を節約して一時の便宜手段を取るか如き患を生せん
 試に歐洲海國の郵船會社補助金表を見るに

歐洲海國補助金配別表(シヨル、シヨモル、ヨリ、著、伊、國、海、軍、ト、題、ス、ル、書、ヨリ、抄、出)

希	埃	獨	英	佛	地中海	東歐諸國	印度支那日本	濠洲	北米	南米	フラッタ	各地	總計
二六〇、〇〇〇	一四一、五二七			二〇五、三〇四 <small>法</small>		一〇五、九三〇	六七一、六〇〇	二九〇、六三四	五五八、〇〇〇	四四七、八〇〇	八七八、九〇四		二三五八、一九九 <small>法</small>
							六、二〇〇、〇〇〇	二、一五〇、〇〇〇				一〇、〇〇〇、〇〇〇	一、八七五、〇〇〇
							五、五〇〇、〇〇〇						一、八七五、〇〇〇
										二、四九三、七五			四、六五〇、四八二
													一、二六〇、〇〇〇

一千噸以上 二十三隻

内

日本郵船會社所有 二十隻

三池丸 和歌浦丸 西京丸 神戸丸 山城丸 近江丸 廣島丸

横濱丸 遠江丸 酒田丸 東京丸 高砂丸 熊本丸 新潟丸

相摸丸 薩摩丸 長門丸 伏木丸 仙臺丸 品川丸

他の所有主に屬する者 三隻

朝顔丸 萬國丸 そらち丸

此内郵船會社に屬するもの實に三十一隻の多きに居る然るに該會社より外國に往復するものは僅に左の十二隻あるに過ぎず

一上海行 横濱丸 西京丸 神戸丸

一釜山仁川行 玄武丸 越後丸 豊島丸

一芝罘、牛莊、天津行 敦賀丸 尾張丸

一元山、浦潮行 高砂丸 肥後丸

一布哇行 山城丸 三池丸

一マニラ行 敦賀丸 肥後丸

一濠洲行 三池丸

(注意)各航路に於ける船舶は時々變更あるを以て必ずしも毎時右の如くならざるを以

是れ外國航路に用ふるは沿海に用ふるより比較上利潤少なきに因るへしと雖も補助金に對し又該會社の如き國內の首位を占むる體面に對しても遺憾なしと曰ふを得さらん海外諸國は純えて内國通航船に補助金を給與するの例なし固より運搬業の發達せしに基くと雖も我國とても既に氣車運搬の途開け加ふるに沿海の水運は之に當るべき者他に不足なく存在することなれば必ずしも政府の補助を受くる大會社に依頼するを要せず故に該會社が從來の如く内國通航に重きを措くの間は國會の補助金減額説は寧ろ當を得たる者と謂ふへし(大坂商船會社の噸以下の小形にして外國通航は其所有船舶は概々五百噸若し夫れ然らずして航路を擴張し航海權を回復するを目的と爲し天津浦潮斯德の航回數を増すは勿論香港新嘉坡を経て印度近海までも進航し又濠洲南洋諸島太平洋東岸等に往來するを務めなは是れ補助金に對し其の責任を負ふ所以にして假ひ現在の金額を増加して百萬圓以上若くは倍數に高むるも日本國民は國家の利益の爲に同意を表せさ

るを得ず

余は國防上に勢力を持し作戦場裡に勝を制せんには固より純然たる戦闘艦の必要を信せざるにあらざれども我國柄に對し殊に又今日の財力に照して効力ある軍用商船に尤も望を屬せざるを得ず英國ハミルトン卿の如きも余は商船を巡航船と爲すの法を飽迄賛成すへし且つ余は商船を海軍と一體になすの利を信し又我が議院の常は是を以て海軍本部の第一急務となすを主張するを信すと開陳せしに非すや抑々海洋は自由にして萬國の共有に屬すれども競争の趨く所自然に優劣を生ずるは蓋し已むなきの勢なり而して現世紀の中頃より歐洲強國が頻に目を太平洋に注ぎ其の威力の商權を此に伸はさんと務るは顯然たる事實にして太平洋中今に能く彼等と拮抗して獨立の面目を穢さるる者は日本と支那あるのみ左れば一旦條約改正成りニカラソ運河開通して東洋局面に一變を來たすの曉は是れそ我國の大に謹慎持重せざるへからざるの秋なる故に堅牢大形の商船を造り機に臨て惶かざるの餘力を貯ふるは豈に現時に於て避くへからざる急務ならずや

由て之か方案を考ふるに

- 第一 製造航海兩補助金の制を設くへし即ち製造補助金は海軍大臣認可の構造法に據て製造し噸數速力炭量兵裝等總て適當の資格ある船舶に給與し以て完全なる軍用巡航船の製造を鼓舞すると共に航海補助金は航路の難易利潤の多寡等に從て二三等の差別を立て勉て遠洋貿易の發達を促すへし
- 右の規程を實行する今日の方法は政府より日本郵船會社又は大阪商船會社の如き國內重なる會社と結約して製造補助金を給與し海軍大臣認可の構造法に從て若干隻を製造せしめ又各海外航路に應じて一定の航海補助金を支給し以て平常は専ら遠洋貿易及び郵便運送に従事せしめ一旦必要あるに於ては直様に徵發に應せしむへし或は若し該會社資力の堪へざる時は政府より製造して之を貸渡し別に航海補助金を給與せしめて可なり
- 第二 兩會社在來の船舶中戰時能く通報或は運送の任に堪ふべき者は之を撰抜して軍用補助船と定め平時は規定の外航郵送等に従事せしめ相應の航海補助金を支給すへし斯くすれば兩會社現在の補助金も漫然たる性質を離れ明確に活用する者と爲るへし
- 第三 尙ほ之に加へて國內一般の造船條例を設け今後製造すべき若干噸以上

(噸以上五百)の船舶に付て速力防水區劃を始め商用に支障なき限は兵器の裝置人馬の搭載等に適應する構造法を規定するを要す
若し右の方案の如く愈々實行するを得ば我國の航海業には新天地を開き外國貿易の隆昌を致すと共に軍用商船の實を完くするに庶幾からん

第六章 海軍豫備員の養成

已に軍用商船の必要あり左れば之に乗備すべき戦時の役務に訓練したる船員を要するは自勢の結果なり獨り船員に止らず防禦水雷隊の補助兵を始め沿岸望樓信號等の如き海岸防禦の補役に當るべき兵員も之を養成せざるべからず蓋し平和の時に於て豫め海軍役務に使用すべき人員の團躰を組成訓練し一朝必要に會せば直に之を召集して常備海軍を補助せしむるの方法即ち海軍豫備の組織は軍用商船と相待て其効力を全くすべきものとす
斯る趣旨に依り歐米の諸海國は海軍現役を了へ豫備役或は後備役に屬する正則を豫備員の外汎く沿海住民より海事に熟練し若くは其心得ある者を撰抜して一の豫備團躰を組織し或は艦船に乗組ましめ或は海岸防禦に當らしむるを常とす左に各國の組織を列記して参考に供へん

英國

一 一千八百五十八年同五十九年の間撰定委員の調査に據り王國海軍豫備を編成せり其の種類を分て商船に勤務したる者漁業船乗或は海運に従事したる者練習商船の若水夫火夫の四種とす

士官兵員は毎年二十八日間操練の爲め練習船或は陸砲臺に出務す操練中及び現役服務中は常備海軍と同じく俸給及び特別俸を受く又軍用巡航船乗組水夫の半數は可成王國海軍豫備兵を以て充つ

現在人員は士官九百二十名現役兵三萬人あり歳費は百拾壹萬八千弗餘なり
一 一千八百七十三年王國海軍義勇砲兵を設く該軍隊は志願兵より成りて自ら支持するを主とす其の組織は各地方の適宜に任し之を編成する人員は海軍の嗜好あり又幾分か其の經驗あるものとす而して海岸に在ては歩兵隊となり海上に在ては海軍砲兵となる一千八百八十八年の初士官六十五名兵員一千四百七十七人あり

一 其他海防兵(海軍王國海軍豫備)あり人員四千人被恩給豫備海兵あり二千二百十八海軍砲兵及び歩兵あり六千一百八

佛國

一海運に従事する漁夫舟夫等を海員名簿に登記し其の在籍年限は十七歳より五十歳に至り必要の際には海軍現役に召集すへし又商船員を海軍兵員に使用せんか爲め平常適當の練習を施す

發簿海員の數は凡そ十六萬乃至十七萬其内年々二千四百人を七年の服役期限を以て海軍に配當し四年間は現役に在て召集に應せざるへからず現在海上勤務の者と豫備に屬して營所に在る者合せて四千人計あり而して海員名簿に登記する人員は他の公役を免除し或は租税を免除し割引を以て旅行する等政府保證の特權を有す若し負傷或は職務に堪へざるに至れば恩給を以て扶助とす

一海軍砲兵は其始は海岸堡砦を司掌する海岸役務を目的と爲したれども今は艦隊に轉用し得る價值ある豫備兵と爲れり員數凡そ四千五百人あり又海軍歩兵凡そ一萬六千人あり

曼國

一陸軍主義を海軍に適用し卓然地方海岸防禦の均一を致し海上又沿岸を管轄する支配の統一を見るに至れり

沿海住民の海運に従事する者を登録して海軍豫備を編成す其の服役年限は十七歳より四十五歳までなり又船員を海軍豫備及び後備に利用する方法を設け士官水夫を登録して戦時商船より海軍に轉せしめん爲に特別の練習を授く

一海軍に入籍する者は(一)水兵隊(二)造船所隊(三)海上隊(四)海軍砲兵隊或は(五)水雷隊に配當せらるへし(一)は退役水兵より(二)は技師火夫職工より(三)は沿海住民の徵募兵より(四)は艦隊撰抜砲兵と沿岸徵募兵より(五)は陸軍工兵と沿岸民兵より成る

伊國

一海軍豫備の最も完全なる組織を有す豫備兵は佛國の如く海員名簿を度臺として徵募すれども其の範圍更に廣く商船水夫に限らず船匠木工填築師技工火夫等の如き苟も海上に關係ある職業に従事する者を悉く含む

一千八百八十七年登簿者二十一萬二百六十七人あり該人員は何時なりとも召集に應すへきものにて必要に會せば艦隊或は造船所に勤務せざるへからず又商船勤務の士官にして戦時海軍に使用すへき人員は海軍豫備名簿に編入するの規定あり

露國

海軍豫備を區別せは左の如し

一 一般の役務を去り或は海上勤務を望まざる地方海軍士官の大團躰并に撰
拔したる下士官の團躰

二 水兵團の三分隊 一は海岸防禦の常備に當り一は燈臺を司掌し一は海岸
信號を司掌す

三 税關小船隊 海軍將官の指揮に屬す
班國

豫備の組織を區別せは左の如し

一 海上勤務の資格を失ひたる士官の豫備隊并に士官に昇進せる下士官及ひ
水先案内

二 海軍豫備隊 毎年の徴兵中現役に採用せられぬ者

三 海軍徴兵を免れたる人員より編成する海軍區民兵

四 沿海住民の海軍義勇兵

合衆國

一同國ウイットソルン氏の提案を採用して海軍豫備を組織せり即ち豫備員は志
願兵を以て編成し自ら支持訓練するを主とす政府の補助を仰くものは唯々毎
年操練の際に給する俸給特別俸と海軍より讓與する材料と練習を指揮し官有
物を管理する海軍士官下士官とす而して之か費用及び勞力の大半は當地方の
支出に係る

其任務は必要ある時は内國軍艦に乗て海上役務に従事し又巡航船に戦闘乗員
を供す而して海防任務に付ては或は海防艦に乗し或は水雷を布設し或は電氣
燈を司掌し或は水雷艇曳船其他諸補助船に乗り海岸又は港灣防禦に當る

海軍豫備を二に分つ一を海軍民兵より補充する者一を艦船漁機の取扱法を專
修せる水夫とす又海軍民兵を海軍豫備砲兵海軍豫備水雷隊の二に分つ

一尙ほ第二の分隊即ち航海海軍豫備の設あり軍用補助船の乗員を補充し又時宜
に由り正則海軍をも補足するものとす商船の船長、運轉手、機關手、下士、水火夫、海
軍民兵中の志願者より編成す

然るに日本は他に比類なき海防國なるにも拘らず斯る組織は殆ど其の設立なき
か如し今日東京函館大坂の三個所に商船學校の設あり海軍豫備士官を養成すと

雖も經費人員共に充分ならず其の規模未だ過小なるの憾あり又正則海軍の豫備後備を合するも七百人に上らず又海員と稱し船舶に乗組む者は内外人を合せ漸く三千五百二十八人(内國八千二百八十九人明治二十六年外國人)のみ而して商船乗員をして戦時海軍役務に従事せしむるの準備なきか故に若し海上不穩あるに臨ては我が海防の任務を擧げて僅か一萬二三千(海軍現役及豫備後備を合す)の人員に委託せざるを得ず固より軍艦を増製するに伴れて將校兵員の數を増すへきは當然の理なりと雖も海外諸國の例に倣ひ大に海軍豫備の組織を整ふること萬々必要なりとす蓋し余の意見に據れば

第一 今の三商船學校を擴張して豫備海軍士官の資格を有する船長運轉手機關手を多く養成すへし

第二 各鎮守府の下に海兵團様の一團を創設し所管内の沿海住民より海運又は漁獵に慣るゝ壯丁を撰抜して之に充て相當の期限間海軍士官に就て水兵水雷兵の役務其他の海岸諸役務を各科を分て練習せしめ以て巡航船の乗員或は水雷布設兵を補充し又沿岸望樓信號水難救濟所等の看守に用ひ勿論必要の時海軍艦にも補足すへきものとす而して練習後海軍役務に服せざる剩員は之

を豫備と爲し三四年の豫備年限を定め其間は毎年召集して學ぶ所を演習せしめ若し又必要あるに際せば直に服役せしむ

第三 海軍豫備役後備役は勿論現役と雖も常務なき士官は之を巡航船に乗組まする新制を定め船員練習等の任に當らしむへし是れ相方の經驗熟練を増し且つ商船軍艦の間に聯絡を密にするものなり

又補助金を受くる巡航船の遠洋に航する時は現在軍艦に於けるか如く冷ねく有志商民の乗船を許し商業視察等に便利を與ふるを要す

大略右の如し以て熟練強勁なる豫備員を養成し平戰兩時に於ける任務を托するに至るへきなり而して其効果は此に止らす斯の如くして全國皆兵の主義を治及し一般に海事思想を喚起し士氣を振はしむるの利益は殆ど想像の及ばざるものあらん

第七章 結論

以上章を重ねること六たび列國海軍の現勢に照し商業立國の主義に徴して我が海軍を擴張し外國貿易を振起するの急務なるを證明し更に海軍商業の密接なる關係を論じ此の關係を利用し國家の大計を實行する最良手段は軍用商船の制を

定め海軍豫備員の組織を立つるに在ることを述べたり論者或は我國未だ正則海軍の整備を告げざるに半兵半商の變則海軍を設備せんとするは本末を知らぬものなりと駁するあらんやれども此の如きは我國立つ所の位置を省せざるのみならず文明海軍の任務に疎く單に舊昔の軍備思想に支配せらるゝ者の論なり固より國防必要の程度までは純然たる軍艦を新製し正則の海軍將校兵員を増加すへきは誰人か之を是認せざらん然れども國家經綸の策を立つるには主として經濟と効力の二點に注意し相平衡を得るの方法を忘るへからず一方に於て日本の財力は未だ遽に右の必要を充たすを許さゝると共に又一方に於ては外國貿易は恰も誘掖獎勵を待ちつゝ在るを了察せば一舉兩全の策として特に補助的の海軍を創設し國權を張り并せて國益を進むるの方法を採るは尤も須要なる次第にあらすや

今や論旨を結はんとするに臨み之か費用の支出點に付て少しく鄙見を述ふる所あらん

初期の國會は大膽にも政費六百五十餘萬圓の節減を可決したり此の節減額を如何なる用途に供して可なるやは目下朝野の間に喧しき問題なり蓋し代議士諸氏

の意見は多くは地租を輕減して民力休養を圖るに在ること殆ど明白なれども或は治河工事に用ふへしと云ひ或は輸出税全廢を補ふへしと云ひ或は國債償還に或は監獄費支辨に異說紛々たるか如し是等の所說中其の實行を取急ぐを要する者ありと雖も余は斷然之を兵商費に使用するの至當なるを信するなり地租輕減は果して民力休養の目的を果すへき乎治河工事は必ずしも今急速に完成せざるを得ざる事業なる乎輸出税の全廢すへきは論なきも他に一層の急務あるに於ても尙ほ猶豫すへからざる乎翻て思慮を外國との關係に注げば我僑實に慨然たるさるへからざるものあり一獨立國として萬國と交渉するに拘らす海軍は國防必要の程度に達せず假ひ今日まで平和の破裂に遇はずと雖も之か爲に國家の權利を枉げ利益を損せしこと幾何そや商船は數少なく航海業は開けず東洋の商權は皆遠く外人の手裡に占めらるゝに非ずや今や日本の内治は秩序的に進歩しつつあるなり必しも之に向て重に配慮するを要せず然るに外國に對する關係は之と絶對の反對に徹々寥々不振の境界に彷徨するを見るのみ我國民は邦建鎖國の遺傳に由るものか一般に對外の觀念に乏しく身經世の任に當る人にてても甚た之に冷淡なるの憾あり斯る情態にして悠悠經過せば名聲煥發して開國の實を擧ぐる

之を何れの日に求むべき
 故に此の六百五十餘萬圓を以て兵商併進の策に着手し歩一步對外上に勢力を博
 する方法を採るは今日に在て最も其當を得たる者と信す今製造補助金の制を
 立つるも巡航船たるべき新式汽船數隻を新に製造するは内國汽船會社の堪へさ
 る所と看做し政府より製造の上之を貸渡すことゝ爲し假に該金額を折半して一
 を半兵半商の組織設立に用ひ一を純粹の軍艦新製に使用することゝせんに巡航
 船たるべき新式汽船は四五千噸の者にて其の價格六七十萬圓に過ぎざれば折半
 額三百二十五萬圓の内三百餘萬圓を二三年間に支出せば十隻乃至十四五隻を
 製造するを得へし其の餘額を以て之を豫備海員養成に充ては商船學校の擴張と
 海兵團の増設を計るに餘裕あらん又軍艦に付ては艦隊の本幹と爲り攻守の主働
 者たるべき一萬噸以上の主戰艦五六艘を備ふれば我國海防必要の程度に達すへ
 し而して一艘の價格を六七百萬圓の間と定め今後三年間は折半額を支出すると
 爲すも其後は全額を支出すべきを以て七年半の後には六艘の主戰艦は雄然國防
 の大任に當るを得へし是に於て乎我か海軍の基礎定り又東洋の商權を掌裡に握
 るべく國權と國益と相併て伸張し始めて日東帝國の面目を發揚するを得べき也

明治廿四年七月十三日印刷
 全 年 全 月 十 日 出 版

禁 賣 買

編輯 兼 東京府士族 正 利

印刷者 島 連 太郎

東京市京橋區西紺屋町二十
 六番地寄留

印刷所 秀 英 舍

東京市京橋區西紺屋町廿六
 七番地

相國領

海軍部

領

領

全

領

